



福祉・介護人材確保対策関係予算について

【 目 次 】

1. 全体像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2～P8
2. 介護保険サービスに従事する職員の処遇改善等・・・・・・・・P9～P12
3. 雇用管理改善等に関する取組の充実・・・・・・・・・・・・・・・・P13～P15
4. ハローワークにおける取組の充実・・・・・・・・・・・・・・・・P16～P18
5. 能力開発施策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P19～P23
6. 都道府県福祉人材センターの機能の充実等・・・・・・・・P24～P35
7. 「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム・・・・・・・・P36～P39

1. 全体像

福祉・介護人材確保対策等の全体像

1. 福祉・介護サービス事業者を対象としたもの

事業名	事業内容	事業の実施主体	既存・新規の別	措置年度・予算額(案)	事業を活用する場合の相談窓口	担当局課室係名 (厚生労働省代表電話:03-5253-1111)	頁数
介護報酬のプラス3%改定による介護従事者の処遇改善	介護従事者の処遇改善を図るため、負担の大きな業務や専門性の高い人材への報酬上の評価を導入。	—	既存	—	—	老健局 老人保健課 企画法令係 (内線:3949)	
介護職員等の処遇改善	介護職員の処遇改善に取り組む事業者への助成を実施。	都道府県	新規	平成21年度補正予算 4,000億円	都道府県	老健局 介護保険課 企画法令係 (内線:2164)	P11
現任介護職員等の研修支援	現に介護職員等として働く者を外部研修等に派遣する場合に必要な代替職員を雇用する場合等の経費を助成。	都道府県	新規	平成21年度補正予算 緊急雇用創出事業 3,000億円の内数	都道府県	老健局 振興課 基準係 (内線:3983)	
新規介護職員等の養成	雇用保険の受給資格のない離職者等に対して、社会福祉施設等に委託し、現場で職業訓練を実施。	中央職業能力開発協会	新規	平成21年度補正予算 緊急人材育成・就職支援事業3,466億円の内数	都道府県労働局	老健局 振興課 人材研修係 (内線:3936)	P12
地域相談体制の強化	地域包括支援センター等に、相談支援専門職のバックアップを行う職員や認知症の連携担当者等を雇用する場合の経費を助成。	都道府県	新規	平成21年度補正予算 緊急雇用創出事業 3,000億円の内数	市町村	老健局 振興課 人材研修係 (内線:3936)	
雇用管理の改善のための相談援助事業	雇用管理の改善に関する専門的な相談援助、雇用管理者講習等を実施。	財団法人介護労働安定センター	既存	平成22年度予算 13.8億円	財団法人介護労働安定センター各支部(所)	職業安定局 雇用政策課 介護労働対策室 介護労働対策係 (内線:5785)	P15

事業名	事業内容	事業の実施主体	既存・新規の別	措置年度・予算額(案)	事業を活用する場合の相談窓口	担当局課室係名 (厚生労働省代表電話:03-5253-1111)	頁数
介護人材確保定着等助成金	雇用管理改善を担う特定労働者又は介護関係業務の未経験者を雇い入れた場合に一定額を助成。	厚生労働省	新規	平成22年度予算 110.2億円	都道府県労働局	職業安定局 雇用政策課 介護労働対策室 介護労働対策係 (内線:5785)	P14
介護労働者設備等整備モデル奨励金	介護福祉機器(移動リフト等)を導入した場合に一定額を助成。	厚生労働省	新規	平成22年度予算 18.8億円	都道府県労働局	職業安定局 雇用政策課 介護労働対策室 介護労働対策係 (内線:5785)	
複数事業所連携事業※1	小規模事業所が連携して、合同採用や合同研修等の取組を行った場合に一定額を助成。	都道府県(委託可)	新規	平成20年度補正予算 205億円(※1～※4の合計)の内数	都道府県福祉人材確保担当部局	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	P30
実習受入施設ステップアップ事業	一定の要件を満たす優良な実習施設が中心となって、地域の実習施設と連携を図りつつ、講習会や実践事例報告会等の取組を行った場合に一定額を助成。	都道府県(委託可)	新規	平成22年度予算 セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数	都道府県福祉人材確保担当部局	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	P33

2. 福祉・介護サービス従事者を対象としたもの

事業名	事業内容	事業の実施主体	既存・新規の別	措置年度・予算額(案)	事業を活用する場合の相談窓口	担当局課室係名 (厚生労働省代表電話:03-5253-1111)	頁数
福祉・介護人材定着支援事業	就職して間もない従事者に対する巡回相談等の実施。	都道府県(委託可)	新規	平成22年度予算 セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数	都道府県福祉人材確保担当部局	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	P32
キャリア形成訪問指導事業※5	養成校の教員等が事業所を巡回・訪問して職員のキャリアアップや施設の向上等のための研修を行った場合の経費を助成。	都道府県	新規	平成21年度補正予算 98億円(※5・※6の合計)の内数	都道府県福祉人材確保担当部局	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	P35

3. 福祉・介護の仕事に関心を有する者を対象としたもの

事業名	事業内容	事業の実施主体	既存・新規の別	措置年度・予算額(案)	事業を活用する場合の相談窓口	担当局課室係名 (厚生労働省代表電話:03-5253-1111)	頁数
福祉人材確保重点プロジェクト	全国の主要なハローワークに「福祉人材コーナー」を設置し、福祉分野におけるマッチング機能の強化を図る。 ----- ※ 他産業から離職した非正規労働者等への介護分野の職業情報の提供等の体制整備及び「福祉人材コーナー」の増員を予定。	厚生労働省	新規	平成22年度予算 13.9億円 ----- 平成21年度補正予算 9億円	公共職業安定所 (ハローワーク)	職業安定局 総務課首席職業指導官室 職業紹介第2係 (内線:5779)	P17 ・ P18
福祉・介護人材マッチング支援事業※6	都道府県福祉人材センターにキャリア支援専門員を設置し、個々の求職者に相応しい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を実施。	都道府県	新規	平成21年度補正予算 98億円(※5・※6の合計)の内数	都道府県福祉人材確保担当部局	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	P35
福祉・介護人材養成のための離職者訓練の実施	介護福祉士及びホームヘルパー1級・2級等の養成に係る離職者訓練の実施。	厚生労働省	新規	平成22年度予算 91.6億円	公共職業安定所 (ハローワーク)	職業能力開発局 能力開発課 企画調整係 (内線:5924)	P20
緊急人材育成就職支援基金事業	雇用保険の受給資格のない者等に対する新たなセーフティネットとして、今後3年間基金を造成し、職業訓練、再就職、生活への支援を総合的に実施(新規成長や雇用吸収の見込める分野(医療、福祉・介護等)における基本能力習得のための長期訓練の実施)。	中央職業能力開発協会	新規	平成21年度補正予算 3,466億円の内数	公共職業安定所 (ハローワーク)	職業能力開発局 能力開発課 緊急人材育成・就職支援基金係 (内線:5929)	P21 ～ P23
介護福祉士等修学資金貸付事業	介護福祉士養成施設等へ就学を希望する者に対する修学資金の貸付け。	都道府県社会福祉協議会等	新規	平成20年度補正予算 320億円	都道府県社会福祉協議会等	社会・援護局 福祉基盤課 資格試験係 (内線:2849)	P26 ・ P27
進路選択等学生支援事業※2	学生や教員に対し、福祉・介護の仕事の魅力を伝えるための相談・助言を実施。	都道府県(介護福祉士養成施設等へ委託可)	新規	平成20年度補正予算 205億円(※1～※4の合計)の内数	都道府県福祉人材確保担当部局	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	P28

事業名	事業内容	事業の実施主体	既存・新規の別	措置年度・予算額(案)	事業を活用する場合の相談窓口	担当局課室係名 (厚生労働省代表電話:03-5253-1111)	頁数
潜在的有資格者等養成支援事業※3	潜在的有資格者等の再就労を促進するための研修を実施。	都道府県(介護福祉士養成施設等へ委託可)	新規	平成20年度補正予算 205億円(※1～※4の合計)の内数	都道府県福祉人材確保担当部局	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	P29
職場体験事業※4	福祉・介護の職場体験の機会の提供。	都道府県(都道府県福祉人材センターへ委託可)	新規	平成20年度補正予算 205億円(※1～※4の合計)の内数	都道府県福祉人材確保担当部局	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	P31
福祉人材確保重点事業(都道府県福祉人材センター・バンク)	都道府県福祉人材センターによる福祉・介護人材確保のための取組を支援。	都道府県	既存	平成22年度予算 セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数	各都道府県福祉人材センター・バンク	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	/
「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム	働きながら介護関連資格(介護福祉士、ホームヘルパー2級)の取得ができるよう支援するプログラムの実施。	都道府県	新規	平成21年度補正予算 緊急雇用創出事業 3,000億円の内数	都道府県	社会・援護局 福祉基盤課マンパワ 一企画係 (内線:2849)	P37 ～ P39

主な福祉・介護人材確保対策①

福祉・介護人材の安定的な確保のためには、①処遇改善等による定着の促進を進めるとともに、②多様な人材の参入の促進を図ることが必要。

→ 平成20年度補正、平成21年度当初、平成21年度補正予算により、多年度にわたる総合的な対策を実施。

処遇改善等による定着促進

多様な人材の参入促進

【20年度補正】

- ① 介護報酬のプラス3%改定による職員の処遇改善と介護保険料の上昇の抑制(1,154億円)
- ② 介護関係業務の未経験者を雇い入れた事業主への賃金助成(99億円)
- ③ 移動リフト等の介護福祉機器導入費用の助成(19億円)

【21年度当初】

- ① 雇用管理改善に関連する業務を担う人材を雇い入れた事業主への賃金助成(18億円)
- ② 処遇改善等のための人事制度を導入・運用し、かつ、雇用管理改善のための取組を行う事業主に対する助成(2億円)
- ③ 介護事業主団体等に対する人材確保や雇用管理改善のための事業等の委託(7億円)
- ④ 新たに福祉・介護分野に従事する者に対する巡回相談の実施(セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数)

【21年度補正】

- ① 介護職員の処遇改善に取り組む事業者への助成(4,000億円)
- ② 現任介護職員等を研修等に派遣する場合の代替要員の雇用に係る経費の助成(緊急雇用創出事業3,000億円の内数)
- ③ 養成校の教員等が事業所を巡回・訪問して、キャリアアップ等のための研修の実施(98億円の内数)

- ① 介護福祉士等の養成校の入学者に対する修学資金の貸付け(320億円)
- ② 学生や教員に対して福祉・介護の仕事の魅力を伝えるための相談助言
- ③ 潜在的有資格者の再就業を支援するための研修の実施
- ④ 福祉・介護の職場を体験する機会の提供(②～④:205億円の内数)

- ① 全国の主要なハローワークに「福祉人材コーナー」を設置し、福祉分野(介護・医療・保育)の人材確保に向けたマッチング機能を強化(7億円)
- ② 介護福祉士及びホームヘルパー1級の養成に係る離職者訓練を新たに実施(51億円)
- ③ 都道府県福祉人材センターによる福祉・介護人材確保のための取組の支援(セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数)

- ① 離職者等に対して社会福祉施設等へ職業訓練を委託して実施(緊急人材育成就職支援基金事業7,000億円の内数)
- ② 都道府県福祉人材センターにおいて個々の求職者に相応しい職場の開拓や働きやすい職場づくりに向けた指導助言の実施(98億円の内数)
- ③ 福祉・介護分野における離職者訓練の定員枠の拡充(105億円の内数)

主な福祉・介護人材確保対策②

【福祉・介護の仕事に関心を有する方々】

新規学卒者

地域住民

他産業からの
離職者等

潜在的有資格者

【福祉・介護人材の供給機関】

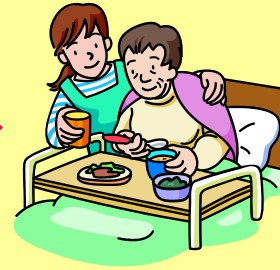
(介護福祉士養成施設等)



(都道府県福祉人材センター、
ハローワーク)



【福祉・介護の職場】



【職場への定着】



多年度にわたる総合的
な対策の実施

《多様な人材の参入促進》

- 学生や教員に対して福祉・介護の仕事の魅力を伝えるための相談助言
- 潜在的有資格者の再就業を支援するための研修の実施
- 職場体験の機会の提供

- 介護福祉士及びホームヘルパー1級の養成に係る離職者訓練を新たに実施

- 離職者等に対して社会福祉施設等へ職業訓練委託して実施
- 福祉・介護分野における離職者訓練の定員枠の拡充

《マッチング機能の強化》

- 介護福祉士等の養成校の入学者に対する修学資金の貸付け

- 全国の主要なハローワークに「福祉人材コーナー」を設置し、福祉分野(介護・医療・保育)の人材確保に向けたマッチング機能を強化

- 都道府県福祉人材センターにおいて個々の求職者に相応しい職場の開拓や働きやすい職場づくりに向けた指導助言の実施

《処遇改善等を通じた定着促進》

- 介護報酬のプラス3%改定
- 介護関係業務の未経験者を雇い入れ助成
- 介護福祉機器導入費用の助成

- 雇用管理改善業務を担う人材を雇い入れた事業主への助成
- 処遇改善等のための人事制度を導入・運用し、かつ、雇用管理改善のための取組を行う事業主に対する助成
- 新たに福祉・介護分野に従事する者に対する巡回相談の実施

- 介護職員の処遇改善に取り組む事業者へのさらなる処遇改善のための助成
- 現任介護職員等を研修等に派遣する場合の代替要員の雇用に係る経費の助成
- 養成校の教員等が事業所を巡回・訪問して、キャリアアップ等のための研修を実施

【20補正】

【21当初】

【21補正】

2. 介護保険サービスに従事する 職員の処遇改善等

介護分野における経済危機対策（平成21年度第1次補正予算）

来るべき超高齢社会を迎える中で、国民が安心して老後を迎えることができるようにするとともに、現下の厳しい雇用情勢の中で、介護分野における雇用の創出・人材養成等につながるよう、総合的な対策を講じる。

（注）雇用創出量については、事業量の見込み具合等によっては、今後変動があり得る。

【介護力の向上・雇用創出】

- ・ 介護拠点等の緊急整備等を通じた老後の安心確保
- ・ 今後3年間で介護職員等の介護人材約30万人の雇用創出を目指す

① 介護拠点等の緊急整備

特養・老健・グループホーム・小規模多機能事業所など介護拠点の緊急整備を通じた雇用の創出

② 現任の介護職員等の研修支援

現任の介護職員等の研修支援を通じた代替雇用の創出

③ 地域相談体制の強化

地域包括支援センター等への事務職員・認知症の連携担当者等の配置

第4期事業計画に基づく介護基盤の整備

平成21～23年度

平成23年度
約195万人
(推計値)

3年間で
+約7万人

3年間で
+約23万人

平成20年度
約165万人
(推計値)

【介護職員等の処遇改善・養成】

① 介護職員処遇改善交付金

介護職員の処遇改善に取り組む事業者への資金の交付を通じた介護職員の更なる処遇改善

② 新規介護職員等の養成

離職者等に対して、社会福祉施設等に委託した現場における職業訓練を実施

（注1）「第4期事業計画に基づく介護基盤の整備」を通じた雇用創出量については、平成18年10月時点の職員数（介護サービス施設・事業所調査）をもとに、現在、各自治体において策定を進めている第4期介護保険事業計画に基づく介護給付費の暫定集計値（平成20年10月時点）を用いて、職員数の伸びが給付費の伸びと同率であると仮定して算出した推計値である。

（注2）雇用創出量は、介護職員・介護支援専門員・調理員・事務職員等の合計であり、いずれも一定の仮定を置いて算出した推計値である。

介護職員処遇改善交付金

(1) 目的

21年度介護報酬改定(+3%)によって介護職員の処遇改善を図ったところであるが、他の業種との賃金格差をさらに縮め、介護が確固とした雇用の場としてさらに成長していけるよう、介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付を行うことにより、介護職員の処遇改善を更に進めていくこととする。

(2) 補助の概要

介護職員のさらなる処遇の向上のため、介護事業者からの申請に基づき、介護職員処遇改善交付金を介護報酬とは別に交付する。

交付は、各サービス毎の介護職員人件費比率に応じた交付率による。(介護職員のないサービスは助成対象としない)

(3) 交付方法

- ① 都道府県が基金を設置して実施する。
- ② 財源 : 国費10/10
- ③ 交付対象: 以下の要件を全て満たす事業者
 - (ア) 各事業所における介護職員一人当たりの本交付金の交付見込額を上回る賃金改善を行うことを含む処遇改善計画を職員に周知の上提出すること。
 - (イ) 22年度以降については、キャリア・パスに関する要件を加えることとし、この要件を満たさない事業所については、交付率を減額する。
- ④ 助成額 : 介護報酬総額×介護職員人件費比率を勘案してサービス毎に定める率
※介護報酬総額には、利用者負担を含み、補足給付を含まない。

- (4) 事業規模** 合計約3,975億円 (介護職員(常勤換算)1人当たり月額1.5万円の賃金引上げに相当する額)
※21年度は地方における準備等を勘案し、21年10月サービス分からの実施を予定し、2.5年分を予算計上

現任・新規介護職員等の研修支援・養成

(1)目的

介護職員等の確保と資質向上を図る観点から、介護分野の経験のない離職者等が介護分野で活躍できるよう訓練を実施するとともに、現に介護職員等として働く者の資質向上と代替雇用等を通じた更なる雇用創出を図る。

(2)事業内容

- ① 現に介護職員等として働く者を外部研修等に派遣する場合に必要な代替職員を雇用する事業を実施する。
(介護分野を緊急雇用創出事業の重点的な取組を行う分野として位置付け、積極的に実施)
- ② 雇用保険の受給資格のない離職者等に対して、社会福祉施設等の現場において職業訓練を実施する。
(緊急人材育成・就職支援基金事業として実施)

地域相談体制の強化

(1)目的

高齢者等が住み慣れた地域で生活できるよう、地域相談体制の強化を図る。

(2)事業内容等

地域包括支援センター等に、相談支援専門職のバックアップ(利用者に関する情報整理や、地域の医療機関・介護サービス事業所との連携・協働に必要となる事務など)を行う職員や認知症の連携担当者等を雇用する事業を実施する。(介護分野を緊急雇用創出事業の重点的な取組を行う分野として位置付け、積極的に実施)

3. 雇用管理改善等に関する取組の充実

介護労働者雇用管理改善等の主要関連施策について

(平成22年度予算 248億円)

1 介護人材確保定着等助成金(110.2億円)

● 介護基盤人材確保等助成金(18億円)(経過措置分を含む。)

新サービスの提供に伴い、雇用管理改善に関連する業務を担う人材として、特定労働者(※)を雇い入れた場合に、特定労働者1人当たり6箇月で70万円まで助成。

(※) 保健医療サービス又は福祉サービスの提供に関する実務経験が1年以上あり、かつ、社会福祉士、介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、訪問介護員(1級)のいずれかの資格を有する者、又はサービス提供責任者としての実務経験が1年以上ある者

● 介護未経験者確保等助成金(92.2億円)

介護関係業務の未経験者(新規学卒者を除く。)を雇用保険一般被保険者として雇い入れ、6ヶ月以上定着した場合に、未経験者1人あたり25万円、さらに6ヶ月以上定着した場合に25万円、合わせて1年間で50万円まで助成。

また、介護業務未経験者のうち、いわゆる年長フリーター等(25歳以上40歳未満)を雇い入れた場合は、通常の倍額を助成。

2 介護労働者設備等整備モデル奨励金(18.8億円)

介護労働者の作業負担軽減や腰痛対策のため、事業主が介護福祉機器(移動用リフト等)の導入・運用計画を提出し、都道府県労働局の認定を受けて導入した場合に助成。

☆ 助成内容:介護福祉機器導入に係る所要経費の1/2を助成(上限300万円まで)。

3 雇用管理の改善・能力の開発及び向上のための相談援助等事業(13.8億円)

介護労働者の雇用管理改善等について、介護労働サービスインストラクターによる相談援助や介護関連情報の収集・提供を行うとともに、雇用管理コンサルタントや介護能力開発アドバイザーによる専門的な相談援助のほか、介護労働者の実態調査、介護職員基礎研修(500時間)等を実施。

4 介護分野における労働力需給調整機能の整備 「福祉人材確保重点対策事業」の推進 (13.9億円)

主要なハローワークに「福祉人材コーナー」を設置し、関係機関との連携による潜在有資格者等の掘り起こしや、きめ細かな職業相談、職業紹介、求人者への助言、指導等を行うとともに、他産業からの離職を余儀なくされた非正規労働者を中心に、介護分野に関心を持つ者等に対する職業情報の提供等及び必要に応じた「福祉人材コーナー」への誘導等の支援を行う。

5 離職者訓練の拡充【能力開発局】(91.6億円)

◇ より高度な技能の養成

6ヶ月訓練(介護職員基礎研修): 6,000人(見込み)(訓練修了は平成22年度)
2年訓練(介護福祉士) : 3,760人(見込み)

○即戦力養成

3ヶ月訓練(ヘルパー2級)等
14,940人(見込み)

4. ハローワークにおける取組の充実

福祉人材確保重点プロジェクト(平成21年度新規事業)

○ 事業概要

◆ 福祉人材コーナーの設置

全国の主要なハローワークに「福祉人材コーナー」を設置し、福祉分野(介護・医療・保育)の人材確保に向けてマッチング機能の強化を図る。

- ・ 各都道府県原則1箇所を設置。人材確保の困難な都市部は複数設置。(54箇所)
- ・ 介護分野の就業経験者等を配置。

<支援内容>

- ① 介護分野の就業経験者等による求人充足に向けての助言・指導
- ② 求人者に対する雇用管理改善・人材確保に資するセミナー等の開催
- ③ 求職者に対する担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介
- ④ 求職者に対する就業に関するセミナーや社会福祉施設等への見学会等の開催

◆ 関係団体等とのネットワークの構築

福祉人材センター、介護労働安定センター等関係団体等とのネットワークを構築するとともに、求職者・求人者を対象に、各機関のノウハウ、情報を活用した合同説明会、合同就職面接会等を開催

福祉人材確保重点プロジェクトの拡充

平成21年度予算(7.4億円)

○ 支援内容

福祉人材コーナーにおける求人・求職者支援等

- 福祉・介護サービス分野の経験者等による求人充足に向けての助言・指導
- 求人者に対する雇用管理改善・人材確保に資するセミナー等の開催
- 求職者に対する担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介
- 求職者に対する就業に関するセミナーや社会福祉施設等への見学会等の開催

福祉分野の人材確保に係るネットワークの構築

- 都道府県(都道府県社会福祉協議会が運営する福祉人材センター)等との連携

※ 当該事業の対象職種は、介護、医療、保育分野

○ 実施体制

福祉人材コーナー

(全国の主要なハローワーク内に設置)

職業相談員(福祉人材担当)(1~3人)

福祉人材確保連携推進員(1~2人)
(介護分野の就業経験者等)

拡充

平成21年度補正予算(9億円)

○ 拡充内容

- 他産業から離職した派遣労働者等の非正規労働者を対象とする、キャリアアップハローワーク、キャリアアップコーナー、安定就職コーナーに、介護分野への関心を持つ者等に対して介護分野の職業情報の提供等を行うとともに必要に応じて、「福祉人材コーナー」への誘導を行う人員体制を強化する。
- 他産業からの離職者の参入等求職者数の増加に対応し、きめ細かな職業相談、職業紹介等を担当する福祉人材確保連携推進員を増員する。

○ 実施体制

福祉人材コーナー

職業相談員(福祉人材担当)(1~3人)

福祉人材確保連携推進員+1人(2~3人)
(介護分野の就業経験者等)

キャリアアップハローワーク・安定就職コーナー等

職業相談員(福祉人材誘導)(1人)

5. 能力開発施策の充実

公共職業訓練(離職者訓練)の充実

平成22年度予算額
約397億円(委託訓練分のみ)

1. 離職者訓練の充実(約22万人)

厳しい雇用失業情勢が続く中、過去最大であった今年度と同規模の離職者訓練を確保するため、民間教育訓練期間等への委託により、今後成長が見込まれる介護・福祉、医療、情報通信等の分野を中心に実施

(平成22年度訓練計画数: 約22万人 (施設内訓練:約4.5万人、委託訓練17.5万人))

2. 安定雇用に向けた資格取得のための長期訓練の実施(4,760人)

離職を余儀なくされた非正規労働者等、失業者の増加に対応するため、介護福祉士及び保育士の資格取得を目的とした長期間の職業訓練を、民間教育訓練機関等への委託により実施

(平成22年度訓練計画数: 4,760人 (※平成21年度訓練計画数:3,760人))

1. 介護福祉士

平成21年度に引き続き、平成22年度においても介護福祉士の資格取得を目的とした訓練を実施する。

- ・平成21年度 3,760人 (21年、22年の2年訓練)
- ・平成22年度 3,760人 (22年、23年の2年訓練)

2. 保育士(新規)

平成22年度から、新たに保育士の資格取得を目的とした訓練を実施する。

- ・平成22年度 1,000人 (22年、23年の2年訓練)

- 雇用保険の受給資格のない者(非正規離職者、長期失業者など)等に対する新たなセーフティネットとして、今後3年間、基金を造成し、ハローワークが中心となって、職業訓練、再就職、生活への支援を総合的に実施。

ハローワーク

ニーズや状況に応じて
求職者の送り出し

【離職者等

(雇止め等により離職した非正規労働者等)】

1 職業訓練、訓練期間中の生活保障

① 職業訓練の拡充 (35万人)

- ・ 新規成長や雇用吸収の見込める分野 (医療、介護・福祉等) における基本能力習得のための長期訓練
- ・ 再就職に必須のITスキル習得のための訓練

② 訓練期間中の生活保障 (30万人)

- ・ 訓練を受講する主たる生計者に対して、訓練期間中の生活費を給付 (単身者：月10万円、扶養家族を有する者：月12万円)
- ・ 希望者には貸付を上乗せ (単身者：月5万円まで、扶養家族を有する者：月8万円まで)

2 中小企業等における雇用創出

① 実習型雇用・雇入れの助成 (7万人)

- ・ 新規成長・雇用吸収分野等において、十分な技能・経験を有しない求職者を実習型雇用により受け入れる中小企業等に対し助成 (実習型雇用：1人月10万円、雇入れ：1人100万円)

② 職場体験等を通じた雇入れの助成 (2万人)

- ・ 介護・ものづくり分野等において、職場体験、職場見学を通じて求職者を雇い入れる中小企業等に対し助成 (職場体験の受入：1人10万円、雇入れ：1人100万円)

3 長期失業者等の再就職支援

① 長期失業者に対する再就職支援 (3万人)

- ・ 長期失業者について、民間職業紹介事業者に委託して、再就職支援 (カウンセリング・再就職先の開拓・セミナーの実施等) や就職後の定着支援を実施

② 就職活動困難者に対する再就職及び住居・生活支援 (1万人)

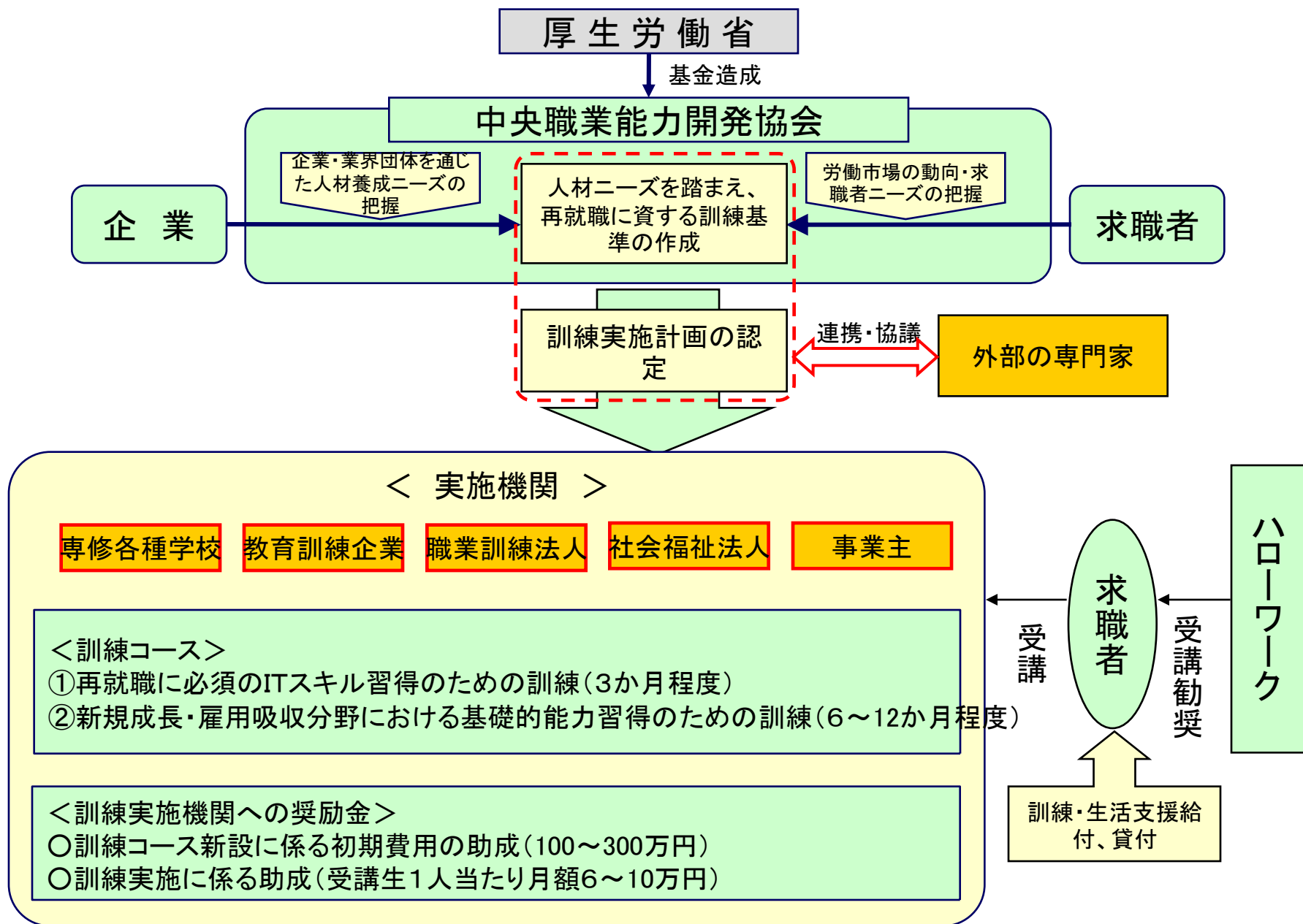
- ・ 住居を喪失し就職活動が困難となっている者について、民間職業紹介事業者に委託して、再就職支援 (カウンセリング・セミナーの実施等) と住居・生活支援 (住居の提供、生活・就職活動費の支給) を併せて実施

※ 1~3のほか、帰国を希望する日系人、研修・技能実習生への帰国支援を実施

Ex
製造業

事業活動の縮小等を
余儀なくされた事業主

★ 緊急人材育成支援事業の概要



若年者、非正規労働者等の新規成長・雇用吸収分野訓練(案)

民間教育訓練機関

【基礎科目(共通)】

<訓練期間6月>

- 若年者等に配慮し、**演習・実習を中心**にした多様なカリキュラム編成とする。
就職に必要な基礎力の養成と主要な業界、業種に係る短期間の体験機会等を提供。
実践的な演習に向けたレディネス付与と具体的な職種選択へ向けた動機付けを支援。

<一般科目>

- ① 基礎学力の向上(数学、力学、図学等)

<基礎演習>

- ② 自己理解、職業マインド、表現スキル、人間関係スキル(コミュニケーション力)、思考スキルの向上
- ③ IT活用スキル向上(帳票作成、表計算等)
- ④ 事務処理能力向上(総務・経理、一般事務等)
- ⑤ ものづくり基礎力向上(基礎課題作成等)

<業界(医療、福祉、IT、教育、環境、観光、農業等)実習(可能な限り多様な業界を体験等できるよう設定)>

- ⑥ ガイダンス
- ⑦ 職場見学、職場体験 等

希望業界、職種の絞り込み、就職に向けたアクションプランの策定(ジョブ・カード様式5の活用)

【職種別実践演習(選択)】

<訓練期間3~6月>

- 希望職種等に係る実践演習の実施。
 - ① **座学と企業実習等を組み合わせたデュアル形式**
 - ② **座学形式**
 - ③ **事業主委託形式** 等

医療分野(医師事務作業補助者)

- ① 座学(3か月)+企業実習(1か月)

介護分野(ヘルパー1・2級)

- ① 座学(3か月)+企業実習(1か月)
- ② 座学実習(6か月)

IT分野(情報処理技術者)

- ① 座学(4か月)+企業実習(2か月)
- ② 座学(6か月) ③ 事業主委託(3か月)

農業分野 ② 座学実技(6か月)

観光分野 等

⋮

ものづくり分野(電気設備)※

- ① 座学(4か月)+企業実習(2か月)
- ② 施設内訓練(6か月)

※ ものづくり分野は、機構又は都道府県で実施

登録キャリア・コンサルタントによるキャリア・コンサルティングの実施
及びジョブ・カードの交付

☆ジョブ・カード

訓練分野[業界・職種]ごとのキャリアマップ、
能力評価基準等を活用したキャリア・コンサルティングの実施

6. 都道府県福祉人材センターの機能の充実等

福祉・介護人材確保対策の拡充について

背景

○ 高齢化の進行、世帯構成の変化、国民のライフスタイルの多様化などにより、国民の福祉・介護ニーズはますます拡大している一方、生産年齢人口の減少に伴い、労働力確保が重要な課題になると見込まれており、質の高い人材の安定的確保は喫緊の課題。

現行事業

平成20年度2次補正、平成21年度予算において緊急対策を実施

介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充

- ・ 予算額:320億円(セーフティネット事業費補助金)
※2次補正予算
- ・ 事業概要:介護福祉士・社会福祉士養成施設等の入学者に対して修学資金の貸付けを行う。
(福祉・介護の仕事に5年間従事した場合、返還を免除。)

福祉・介護人材確保のための緊急対策

- ・ 予算額:(1)205億円(下記①~④)※2次補正予算
障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業として実施
- (2)セーフティネット事業費補助金の内数
(下記⑤、⑥)※21年度当初予算
- ・ 事業概要:①進路選択学生等支援事業
②潜在的有資格者等養成支援事業
③複数事業所連携事業
④職場体験事業
⑤福祉・介護人材定着支援事業
⑥実習受入施設ステップアップ事業

今回の「新たな経済対策」における対応

平成21年度1次補正予算において実施

⑦福祉・介護人材マッチング支援事業

個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言

⑧キャリア形成訪問指導事業

事業所を巡回・訪問して研修を行うことにより、職員のキャリアアップや資質の向上及び定着を支援

- ・ 予算額:98億円
(障害者自立支援対策臨時特例交付金に積み増し)
- ・ 補助率:定額(10/10)
- ・ 実施主体:都道府県

介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充について

- 介護福祉士等養成施設に著しい定員割れが生じている現状を踏まえ、若い人材の福祉・介護分野への参入を促進する観点から、介護福祉士・社会福祉士養成施設の入学者に対し修学資金の貸付けを行う「介護福祉士等修学資金貸付制度」について、貸付原資等の補助及び貸付条件の緩和を行う。

	第2次補正予算による対応	現行制度(平成20年度)
予算額(案)	<u>320億円(※)</u>	<u>セーフティネット事業費補助金195億円の内数</u>
補助率	<u>10/10(セーフティネット事業費補助金)</u>	<u>1/2(セーフティネット事業費補助金)</u>
実施主体	<u>都道府県が適当と認める団体(都道府県社協等)</u>	<u>都道府県</u>
貸付対象	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士養成施設(1年課程) 介護福祉士養成施設(2年以上課程) 社会福祉士一般養成施設(1年以上課程) 社会福祉士短期養成施設(6月以上課程) のいずれかに入学する者(学年当たり6,000人程度)	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士養成施設(1年課程) 介護福祉士養成施設(2年以上課程) 社会福祉士一般養成施設(1年以上課程) 社会福祉士短期養成施設(6月以上課程) のいずれかに入学する者
貸付限度額	<u>① 月額5万円</u> <u>② 入学準備金20万円(初回に限る。)</u> <u>③ 就職準備金20万円(最終回に限る。)</u>	<u>月額3.6万円</u>
貸付利子	無利子	無利子
返還方法	<u>都道府県が設定する期間内に、都道府県が設定する金額を返還</u>	<u>貸付を受けた期間に相当する期間内に、毎月3.6万円を返還</u>
返還免除	① 養成施設等の卒業の日から <u>1年(国家試験に不合格となった場合等には3年)</u> 以内に、 ② 貸付を受けた都道府県の区域内において ③ <u>受験資格の対象となる介護又は相談援助の業務</u> に従事し、 ④ 以後 <u>5年間</u> 当該業務に従事すること	① 養成施設等の卒業の日から <u>1年</u> 以内に、 ② 貸付を受けた都道府県の区域内において ③ <u>介護福祉士の場合には受験資格の対象となる介護等の業務に、社会福祉士の場合には受験資格の対象となる相談援助の業務</u> に従事し、 ④ 以後 <u>7年間</u> 当該業務に従事すること
貸付事務費	<u>交付された資金の中から年間600万円以内の範囲で取崩し可能</u>	<u>なし</u>

※ 3年分に相当する規模の貸付に係る原資を交付。

介護福祉士等修学資金貸付制度について

○ 平成20年度第2次補正予算において、介護福祉士・社会福祉士養成施設等への入学者に対し修学資金の貸付けを行う「介護福祉士等修学資金貸付制度」を大幅に拡充（3年相当分で320億円）。

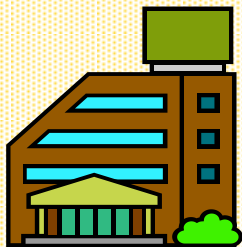
この制度は、養成施設等に在学期間中1月5万円を限度に貸付けを行うとともに、養成施設等を卒業後、貸付けを受けた都道府県内で、5年間介護又は相談援助の業務に従事した場合は返還を免除。

（介護福祉士等修学資金貸付制度の仕組み）

（貸付条件）

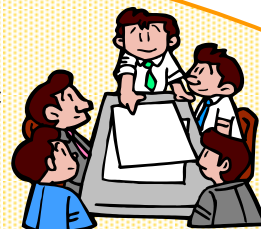
- ① 貸付限度額
月額5万円以内
（入学時・卒業時に準備金
20万円以内を別途貸付可）
- ② 貸付利子：無利子

【都道府県社会福祉協議会等】



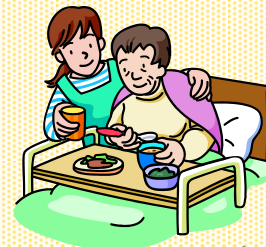
借り受けた修学資金を返済

【他産業の仕事】



（途中で他産業
に転職）

【福祉・介護の仕事】



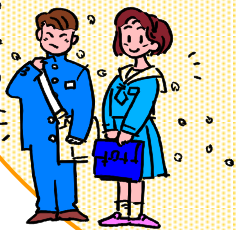
（他産業に就職
した場合）



（福祉・介護の仕事
に就職した場合）

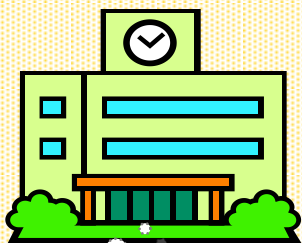
貸付

【福祉・介護の仕事
を目指す学生】



入学

【介護福祉士・社会福祉士養成施設】



卒業後原則
1年以内に

在学期間中
にわたり、修学
資金を貸付け

5年間福祉・介護の
仕事に継続して従事

借り受けた修
学資金の返済
を全額免除。

① 進路選択学生等支援事業（平成20年度第2次補正予算で創設）

目的

- 将来の福祉・介護人材を養成する介護福祉士・社会福祉士等養成施設においては、深刻な定員割れの状態にあり、このままでは、サービス提供を担う人材の確保やサービス水準の維持に支障を生ずるおそれがある。

※ 介護福祉士養成施設定員充足率(71.8%(平成18年度)→64.0%(平成19年度)→45.8%(平成20年度))

- このため、養成施設に、専門員を設置し、次のような取組を通じ、若い世代や地域の人材確保を推進する。

(対象)

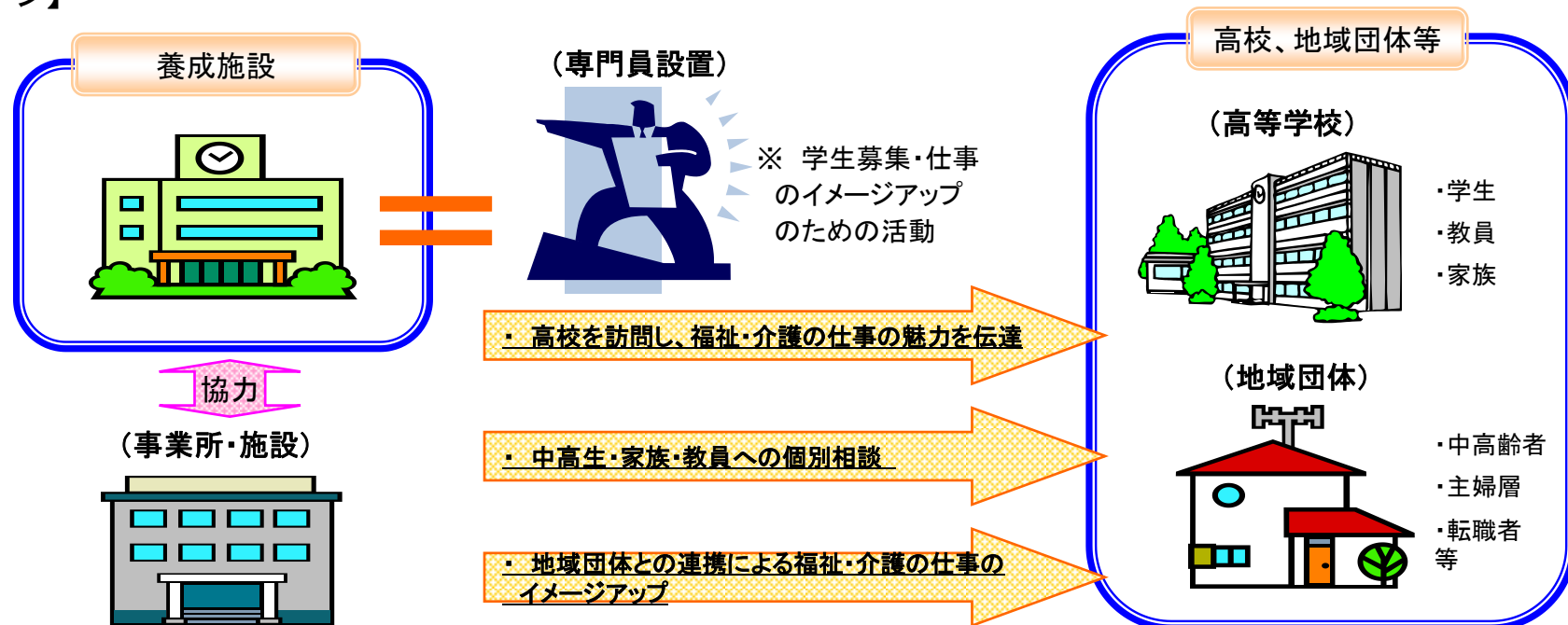
- ・ 中高生、家族、教員
- ・ 中高齢者、主婦層、転職者等
- ・ 地域団体・機関等

(活動内容)

- ・ 福祉・介護の仕事の魅力や実情を紹介
- ・ 就学・研修受講に向けて、個別に相談・助言・指導等を行う
- ・ 理解促進、意識啓発のための地域イベント、説明会等を開催

※ 定員充足率60%未満の養成施設(介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士)を対象。

【イメージ】



② 潜在的有資格者等養成支援事業（平成20年度第2次補正予算で創設）

目的

- 定員に余裕がある介護福祉士養成施設等の資源を活用し、
 - ① 潜在的な介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士の再就業を支援するための研修
※潜在的介護福祉士は約20万人以上存在（平成17年度）
 - ② いわゆる「団塊の世代」や主婦層の知識・能力を活かして参画を進めるための研修
 - ③ 地域住民に対し、福祉・介護サービスの意義や重要性を理解してもらうための研修
 - ④ 障害者の福祉・介護分野への就労を支援するための研修
 - ⑤ 職員のOFF-JTを行うことが困難な事業所に従事する者のキャリアアップを支援するための研修
- 等を行うことを通じ、福祉・介護分野への新たな人材の参入・参画を促進するとともに、現に従事する者の定着を支援する。

【イメージ】

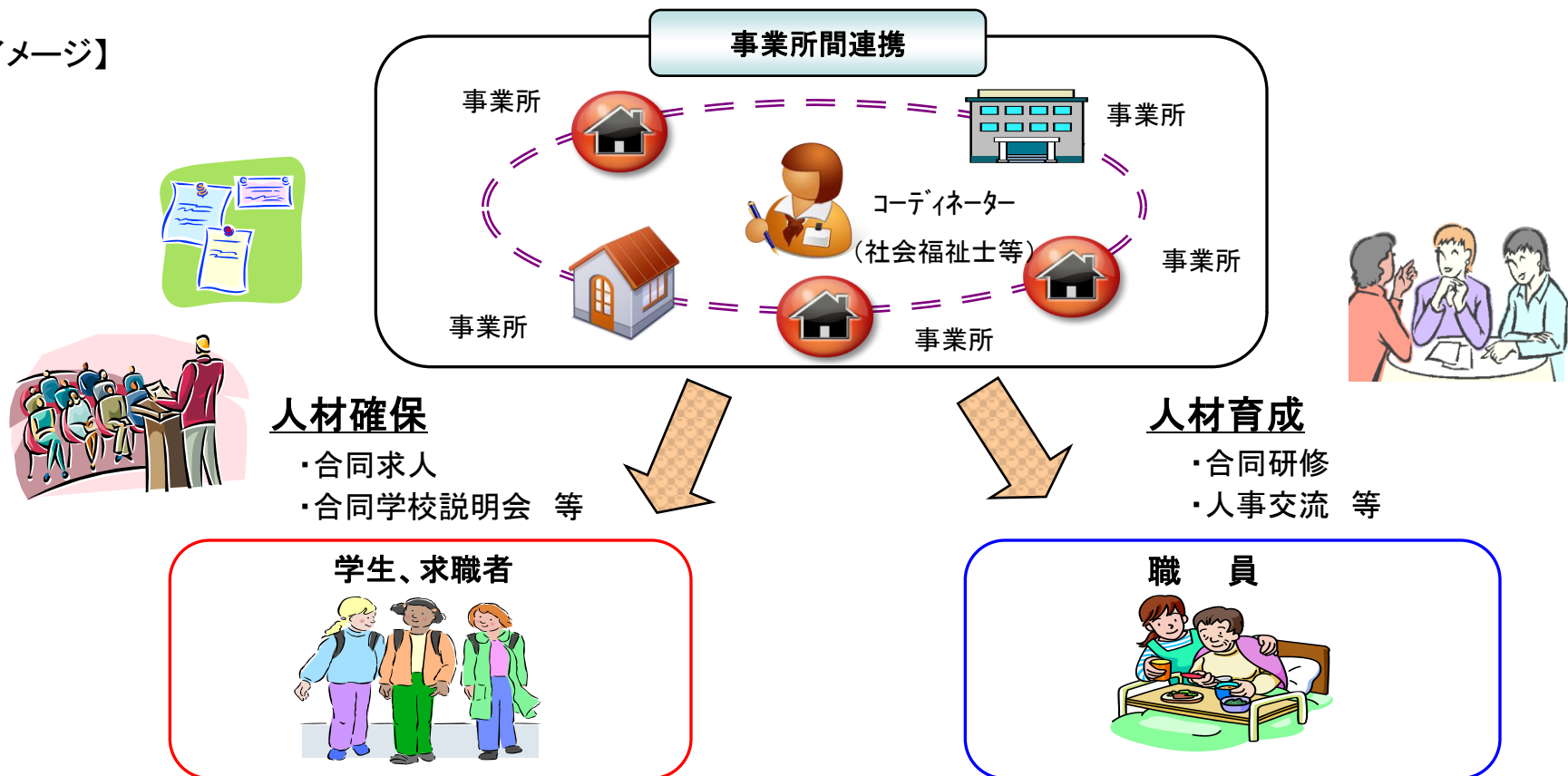


③ 複数事業所連携事業（平成20年度第2次補正予算で創設）

目的

- 在宅サービス事業所や小規模事業所は、効率性の問題により、求人や広報、研修等を自ら実施することに困難が多い。
- 景気動向に伴い他分野の採用が活発になる一方、福祉・介護分野では離職率が高く、特に小規模事業所ほど、その傾向が強くなっている。 ※1年間の離職率（平成20年財団法人介護労働安定センター調査）
・・・従業員数 9人以下 29.0%、10～49人 24.6%、50～99人 20.6%、100人以上 17.7%
- そこで、複数の事業所がネットワークを形成し、協同による求人活動、合同研修によるキャリア開発等を行い、事業所間連携による新たな経営モデルを通じ、人材の確保・育成を図る。

【イメージ】

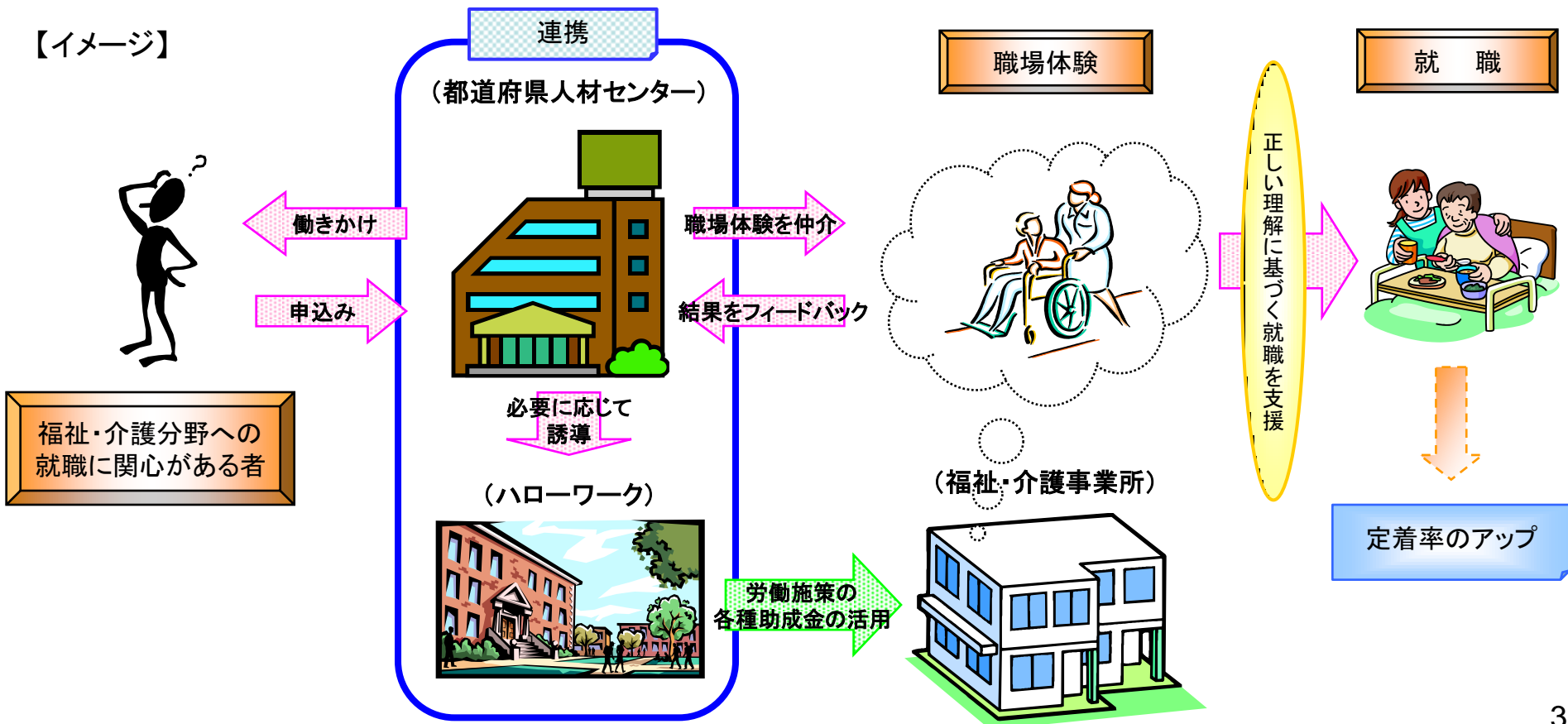


④ 職場体験事業（平成20年度第2次補正予算で創設）

目的

- 福祉・介護分野において、離職者の約75%が3年未満で離職している状況にあり、また、事業者の約5割が採用した者の質に満足していないなど、就職希望者が抱く職場のイメージと、事業者が求める人材像にギャップが生じているケースも多いと考えられる。（平成20年財団法人介護労働安定センター調査）
- このため、あらかじめ職場体験を行う機会を提供し、就職希望者には実際の職場の雰囲気やサービスを直接知ってもらい、事業者には就職希望者のパーソナリティを理解してもらうことにより、こうしたギャップを埋め、円滑な人材参入を促進する。
- こうした取組と併せて、労働施策（各種助成金の活用）との十分な連携を図ることにより、政策効果を高める。

【イメージ】

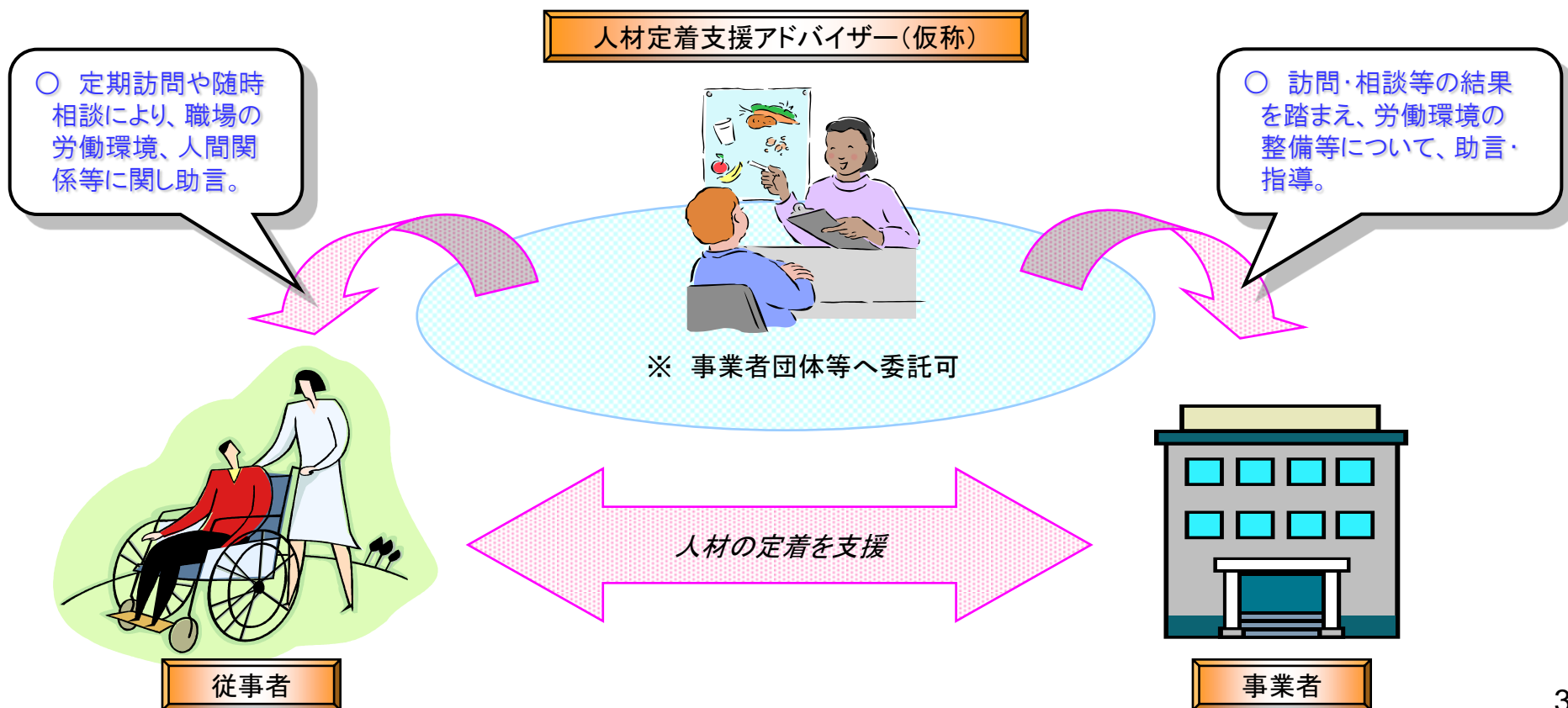


⑤ 福祉・介護人材定着支援事業（平成21年度予算で創設）

目的

- 福祉・介護分野においては、離職率が約22%と全産業の平均(約16%)を上回っており、これら離職者のうち、約75%が3年未満で離職している状況。(平成20年財団法人介護労働安定センター調査)
- このため、人材定着支援アドバイザー(仮称)を設置し、就職して間もない従事者等を個々にフォローアップし、職場の労働環境、人間関係等に関する相談に応じるとともに、その結果を事業者者にフィードバックすることを通じ、福祉・介護分野に従事する者の定着を支援する。

【イメージ】

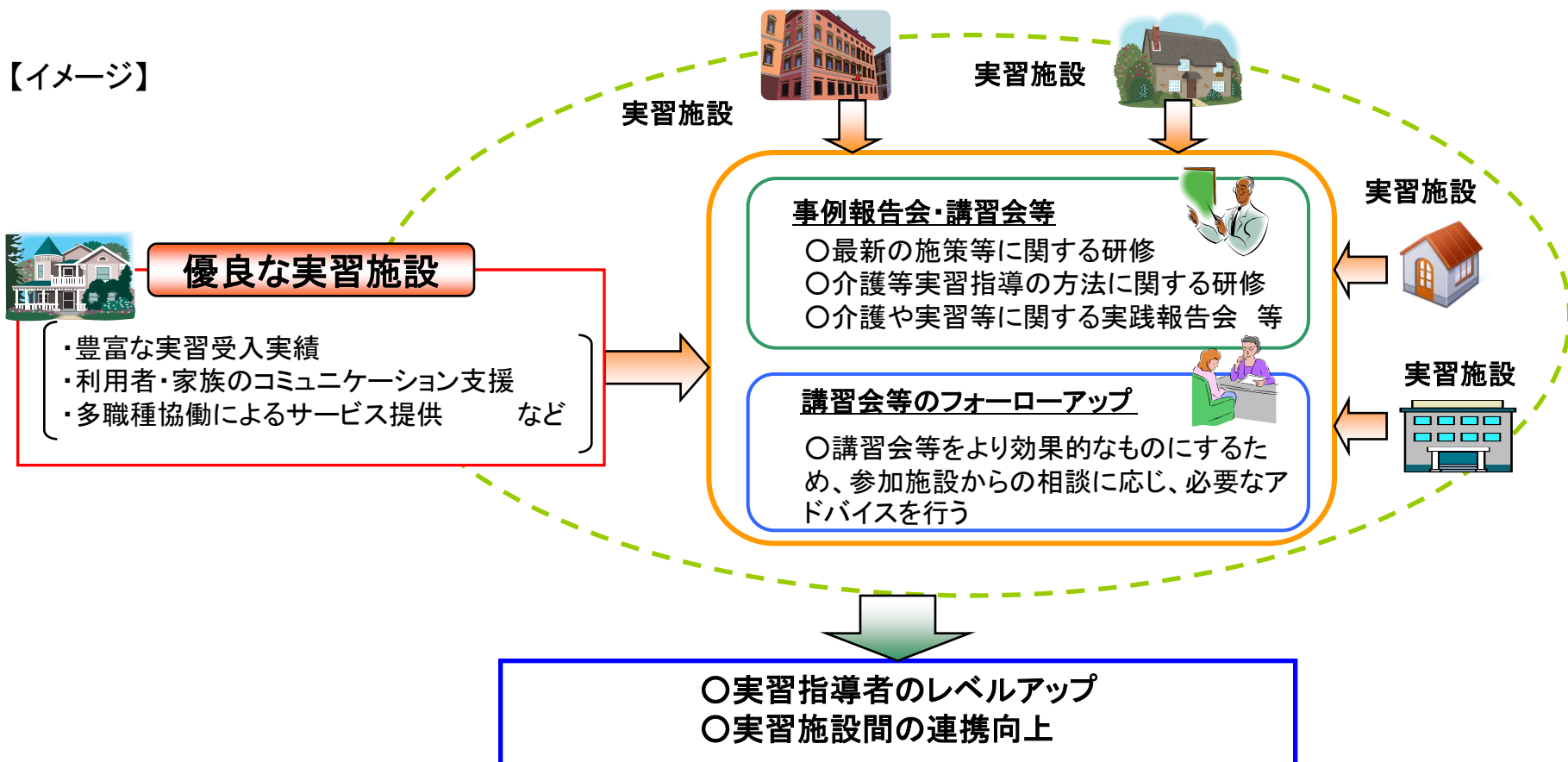


⑥ 実習受入施設ステップアップ事業（平成21年度予算で創設）

目的

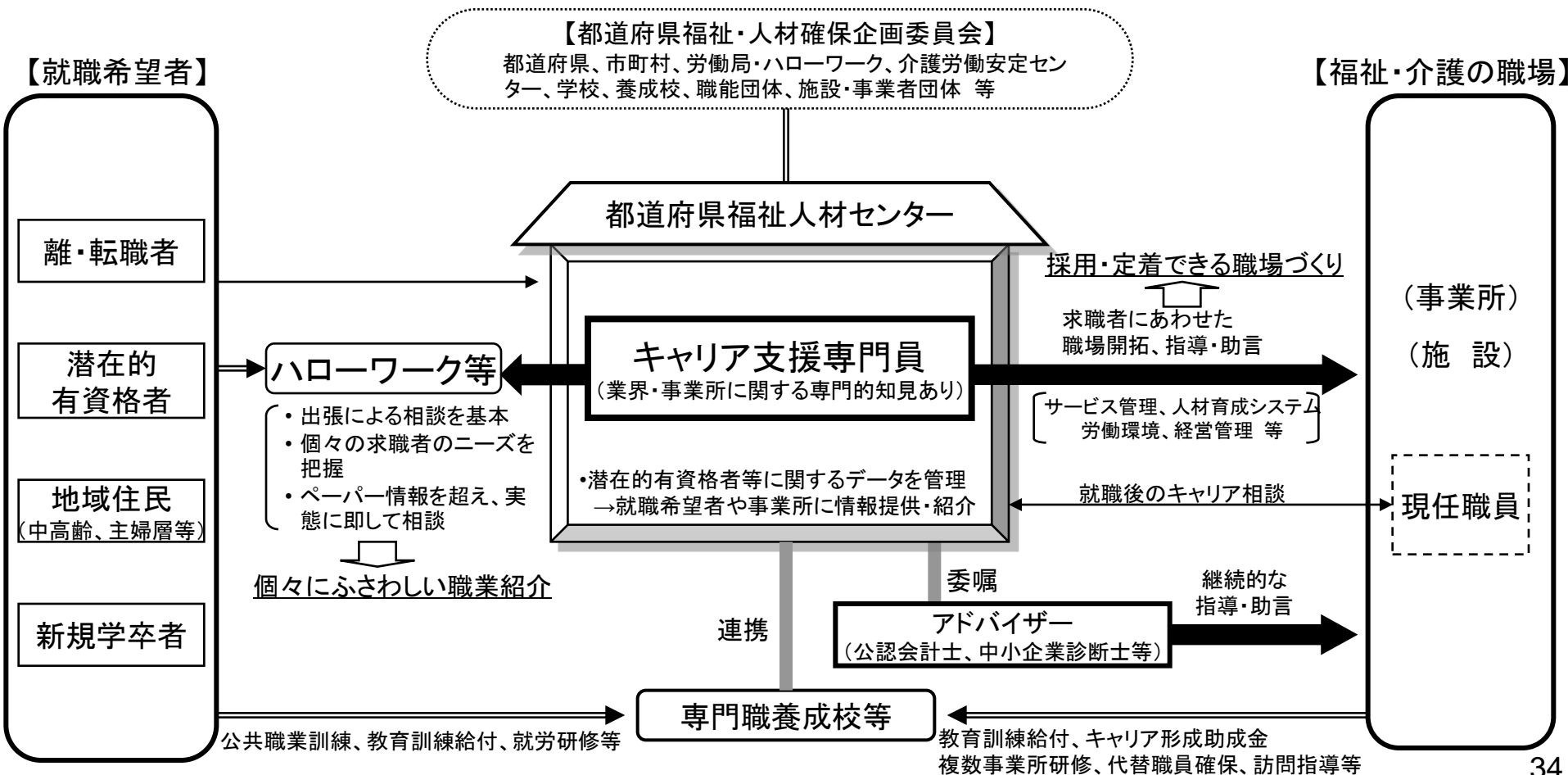
- 介護福祉士や社会福祉士の養成課程における実習は、実践を通じて学習する機会として、人材養成に当たり不可欠。
- 現在、実習施設指導者を養成する講習会はあるものの、その後のフォローアップは、それぞれの施設や実習指導者に委ねられている状況。
- このため、一定の要件を満たす優良な実習施設を中心として、他の実習施設に対し、実践事例報告会や講習会を開催すること等により、実習指導のレベル向上を図るとともに、実習施設間の連携を促進する。

【イメージ】



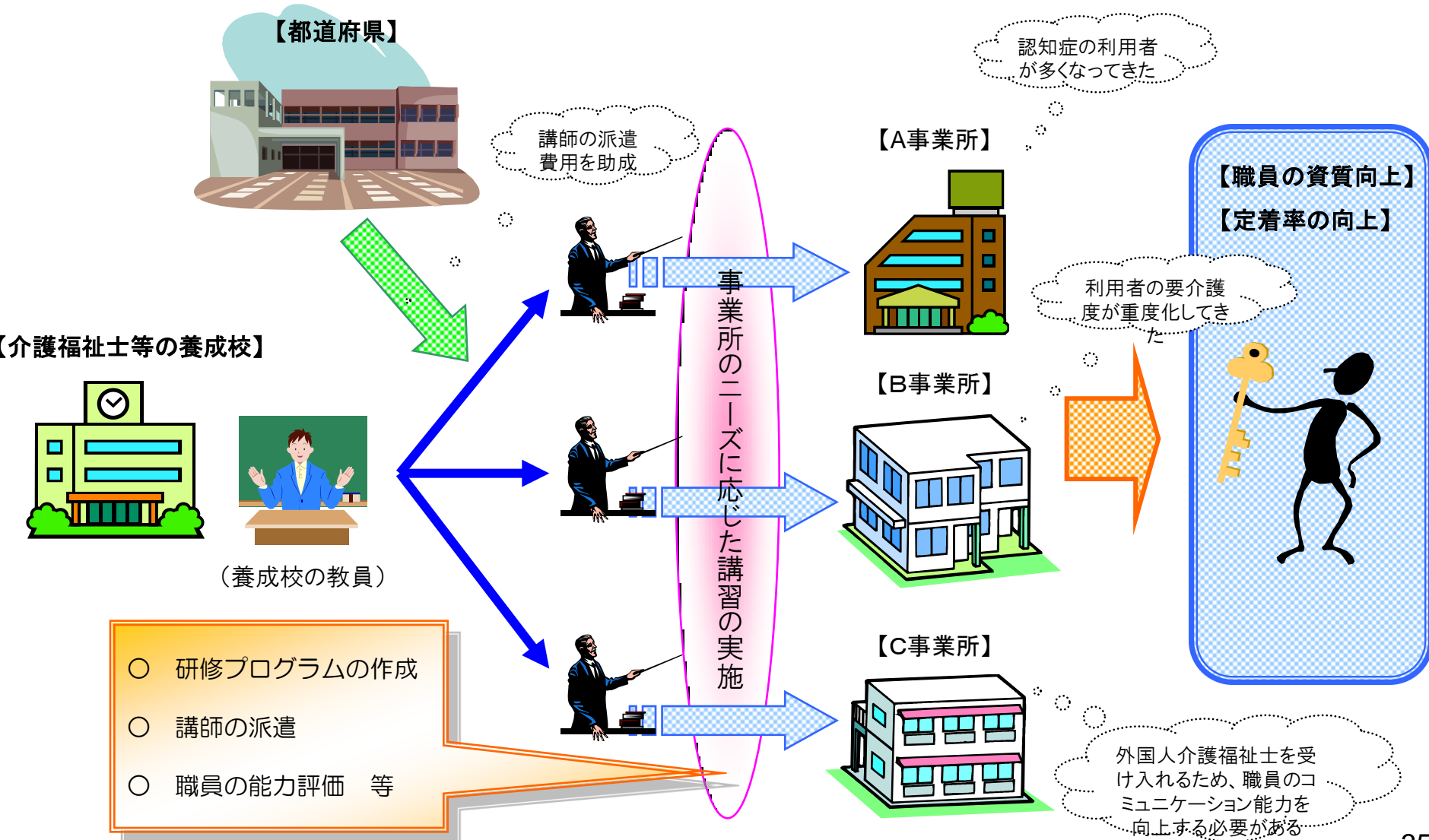
⑦ 福祉・介護人材マッチング支援事業（平成21年度補正予算で創設）

- 福祉・介護分野においては、個々の事業所の実状がわかりにくいこと、小規模事業所が多いことなどから、求職者が自分にふさわしい職場を見つけにくい状況。
- 事業所・施設では、労働環境整備が不十分であり、キャリア展望を示すことができていない状況。
- このため、都道府県福祉人材センターにキャリア支援専門員（仮称）を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、円滑な就労・定着を支援する。



⑧ キャリア形成訪問指導事業（平成21年度補正予算で創設）

○ 介護福祉士等の養成校の教員が、福祉・介護事業所を巡回・訪問し、介護技術等に関する研修を行うことにより、職員のキャリアアップや資質の向上及び定着を支援する。



7. 「働きながら資格をとる」介護雇用 プログラム

Ⅱ 具体的な対策

2. 「緊急雇用創造プログラム」の推進

(1) 3つの重点分野におけるプログラムの推進

成長分野における雇用促進のため、「働きながら職業能力を高める」雇用プログラムの推進等に取り組む

〈介護雇用創造〉

① 「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム

- ・ 求人ニーズが高い介護分野で、働きながら資格取得（介護福祉士、ホームヘルパー2級）ができるよう支援するプログラムを創設
- ・ 資格取得のための研修費用の手当及び1年又は2年の実践的な雇用経験の付与を可能にするため、「緊急雇用創出事業」の要件を緩和
- ・ 実習免除等の働きながら資格を取ることを容易にするための措置の導入等
- ・ 地方自治体に対して、①重点事業としての事業採択と事業の前倒し執行、

②介護サービス施設、事業者への積極的な周知を要請

～介護福祉士の養成を目指すコースの場合～

地方公共団体



※緊急雇用創出事業を、介護施設に委託

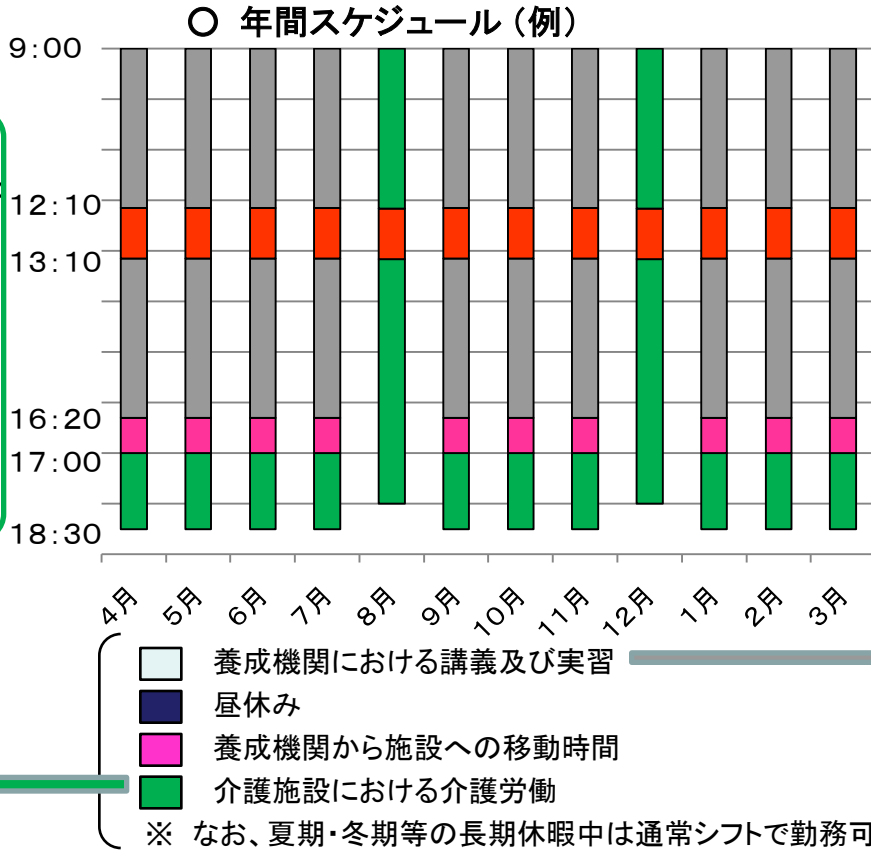
介護施設：離職失業者等を有期雇用契約(1年契約を更新して実質2年)にて雇入れ
 養成機関における講座受講とともに、施設における介護補助を業務指示
 委託事業費：講座受講中を含め、雇入れ期間中の対象者の賃金
 養成機関における受講料 等

介護施設

- 通常通学时：養成機関における日課終了後、要介護者への夕食・入浴の世話などの介護労働
- 長期休暇時：一般職員と同様のシフトで勤務可能

介護福祉士養成機関

- 雇用契約期間内に、**給料を得ながら無料で**、介護福祉士資格取得のための、通常の講座を受講する。
- 2年間で1800時間の講義(学科、実技及び実習)を受講する。



～ホームヘルパー2級の養成を目指すコースの場合～

地方公共団体

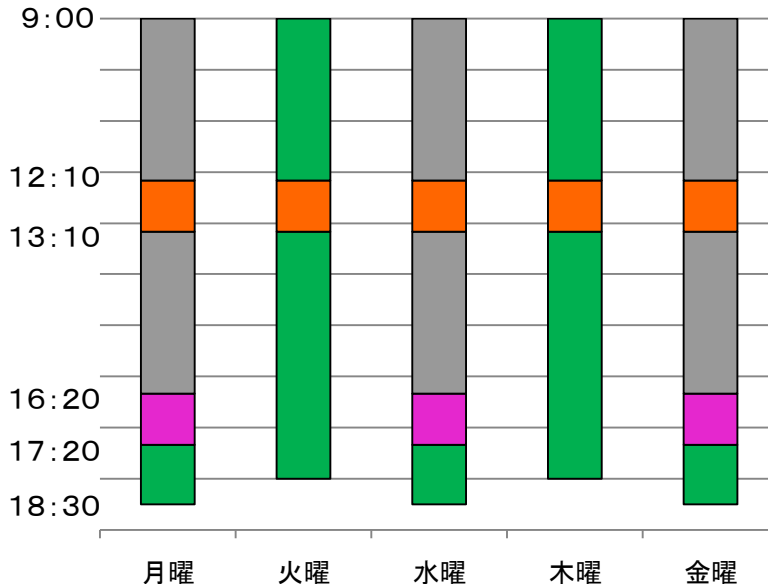
※緊急雇用創出事業を、介護施設に委託

介護施設：離職失業者等を有期雇用契約(1年以内)にて雇入れ
 養成機関における講座受講とともに、施設における介護労働を業務指示
 委託事業費：講座受講中を含め、雇入れ期間中の対象者の賃金
 養成機関における受講費用 等

介護施設

- 通常通学时：養成機関における
 日課終了後、要介護者への
 夕食・入浴の世話などの介
 護労働
- 休講日及び受講終了後
 ：一般職員と同様のシフトで
 勤務可能

○ 講座受講中の週間スケジュール (例)



- 養成機関における講義及び実習
- 昼休み
- 養成機関から施設への移動時間
- 介護施設における介護労働

※ なお、夏期・冬期等の長期休暇中は通常シフトで勤務可能

ヘルパー2級養成機関

- 雇用契約期間内に、**給料を得ながら無料で**ホームヘルパー2級取得のための、通常の講座を受講する。
- 130時間の講義(学科、実技及び実習)を受講。
 ※うち、実習30時間。
- カリキュラムについては、
 ・週1回通学、4ヶ月程度
 ・週3回通学、3ヶ月程度
 ・週5回通学、2ヶ月程度
 等、様々な講座が開講されている。